

5月21日

# 裁判員制度が始まります



今月21日から、裁判員制度がスタートします。本紙では、同制度に関するさまざまな具体的な事例について、最高裁判所のホームページを基に紹介します。

## 裁判員制度とはどのようなものですか？

裁判員制度は、国民の皆さんに、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として裁判員6人と裁判官3人が審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で評議を行い、判決を宣告します。

## 裁判員制度 Q & A



## 裁判員制度では、どんな事件の裁判をしますか？

裁判の対象となるのは、殺人罪や強盗致死傷害、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、危険運転致死罪などの重大犯罪です。刑事裁判の控訴審や民事事件、少年審判などは対象になりません。

## 裁判員になることを辞退できないのですか？

裁判員制度は特定の職業や立場の人に偏らずに、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。ただし、70歳以上の人や会期中の議会の議員、学生などのほか、重い病気やケガ、介護、妊娠中など、一定のやむを得ない理由があるときは辞退することが認められます。

## 仕事が忙しいので、辞退できませんか？

「仕事が忙しい」だけでは辞退できません。法律では、とても重要な仕事があり、本人が処

理しなければ著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ辞退が認められます。

## 質問票に虚偽の内容を書いたりすると罰せられますか？

裁判員候補者が質問票に虚偽の記載をしたり、裁判員等選任手続の質問で嘘を言ったりした場合は、30万円以下の過料や、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

## 裁判員はどんなことをするのですか？

① 公判に立ち会う  
裁判員は、裁判官と一緒に刑事裁判の法廷（公判）に立ち会い、判決まで関与することになります。公判では、証人や被告人に対する質問のほか、証拠品や書類の取調べも行われます。

② 評議・評決を行う  
証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）します。

③ 判決宣告に立ち会う  
評決内容が決まると、裁判長が判決を宣告し、裁判員の仕事は終了します。

## 裁判に欠席すると、罰せられるのですか？

裁判所が裁判員の辞任を認めない限り、裁判に出席する義務があります。正当な理由がないのに裁判所に出頭しない場合、10万円以下の過料の制裁を受けることがあります。

## 裁判員になって仕事を休んだために、会社を辞めさせられないかと心配です。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇等の不利益な扱いをすることを法律で禁止しています。

## 子どもを預けることができないときは、裁判に同席させてもよいのですか？

法廷の裁判員席に同席することはできません。また、評議の席に連れて行くこともできません。養育が必要なお子さんがいる場合は、裁判員を辞退できることもありますので、裁判所に具体的な事情を申し出てください。

## 裁判所に行った場合、交通費等は支払われるのですか？

裁判員や裁判員候補者として裁判所に来られた方には、旅費と日当が支払われます。

問合せ先▼水戸地方裁判所  
TEL 029 (224) 8408

いばらき不動産の街並み提案型分譲地

# 美原の杜

永遠に贅沢を満喫するまち  
好評分譲中 詳しくは いばらき不動産 検索

TEL.0296-78-5545 E-mail ibaraki@if-sun.co.jp 茨城県知事 (2)6074号